

令和5年2月～4月

児童コミュニティクラブ入所申込に関する御案内

令和5年4月（及び2月～3月）から児童コミュニティクラブの利用を希望される方への手続きについての御案内です。

利用を希望される方は、以下の事項を確認の上、お申込みください。

1 入所申込みの流れ

「児童コミュニティクラブ入所申請書」、「児童調査票」、「就労証明書」など申請に必要な書類を揃え、申込期間内に提出してください。

申請書類は、子ども育成課窓口で配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。



（市ホームページの利用申込みについてのページへ繋がります）

受付期間の延長は行いません。必ず期間内に提出をお願いします。

【申込期間】（1）持参の場合 令和4年12月1日（木）～16日（金）※日曜日を除く
（2）郵送の場合、令和4年12月1日（木）～9日（金）※必着

【受付時間】午前9時～12時、午後1時～4時30分
※3日（土）、10日（土）の受付は午前のみです。

【受付場所】伊勢原市民文化会館特設窓口
※3日（土）、10日（土）は市役所1階子ども育成課窓口

【注意事項】既にきょうだい児童コミュニティクラブを利用中で、一緒に申込みをする場合は、現在利用中のきょうだいの申請書とあわせて子ども育成課へ提出してください（各クラブでの受付はできません）。

2 受付の混雑について

- ・例年、申込期間の初日及び最終日は受付が混み合い、お待ちいただくこととなります。
- ・新型コロナウイルス感染症対策のため、受付日の分散化に御協力ください。
- ・マスク着用・手指の消毒等に御協力をお願いいたします。

3 入所調整結果について

令和5年1月25日頃に調整結果を通知する予定です。

申込みの状況により、全ての方が入所できない場合があります。あらかじめ御了承ください。

（裏面も御確認ください）

4 申請に必要な書類

- ①運転免許証など、保護者（申請者）の本人確認ができる書類（郵送の場合は写し）
- ②児童コミュニティクラブ入所申請書
- ③児童調査票
- ④児童の預かりを必要とする状況がわかる書類（別表のとおり）
- ⑤食物アレルギー調査票（該当者のみ）
- ⑥児童コミュニティクラブ育成負担金減免申請書及びその添付書類
（減免に該当すると思われる方のみ）
- ⑦保護者の在留カード両面の写し（外国籍の方のみ）
- ⑧提出書類チェックリスト（郵送申請の場合のみ）

別表

児童の預かりを必要とする状況	必要な書類
就労（月64時間以上） ※月64時間に満たない就労の場合、 利用できません。	就労（内定）証明書（指定様式） ※不規則な勤務や自営業の場合、シフト表、確定申告書の控え、出来高明細書など実態を確認できるものが必要な場合があります。
就学（就労を目的とした学校・職業訓練を含む）	・在学（入学）証明書または学生証の写し ・講義時間割（写し可）
疾病・障がい	医師の診断書、障害者手帳、療育手帳など、児童の育成が困難なことがわかるもの（写し可）
介護・看護	被介護者・被看護者の医師の診断書など、介護・看護の状況がわかるもの（写し可）
妊娠・出産 ※出産予定日の前後8週に限り利用可能	母子健康手帳の写し（表紙と出産予定日の記入されたページ）
育児休業（既にクラブを利用中で継続利用が必要な場合のみ）	育児休業期間が記載された就労証明書（指定様式） または育児休業取得期間証明書など
求職活動（起業準備を含む） ※入所後3ヶ月に限り利用可能	求職活動申立書（指定様式）、ハローワークカード、 雇用保険受給者資格証など
災害復旧	り災証明書、申立書など
虐待・家庭内暴力（DV）	配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書 など

※父母だけでなく、児童と同じ住所に住む65歳未満の親族・同居人全員分（学生を除く）が必要です。

<注意事項>

申請書類に不備がある場合は利用調整ができません。

申請にあたっては、「伊勢原市児童コミュニティクラブ利用案内」をよく御確認の上、不備等がないようお願いいたします。

問い合わせ先（郵送申請の場合はこちらに御提出ください）

〒259-1188 伊勢原市田中 348 番地 伊勢原市子ども部子ども育成課
認定・入所係 児童コミュニティクラブ入所担当
TEL 0463-94-4641